

那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家)指定管理者募集について

令和 9 年 4 月 1 日からの那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家(以下「複合施設」という。)の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 寛



1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市安謝児童館

那覇市安謝老人憩の家

(2) 位置 那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市安謝福祉複合施設条例第 3 条及び第 18 条に定めるもののほか、那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家)指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおりです。

3 指定の予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、複合施設の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事業所等を有する社会福祉法人であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第

77号) 第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。

(8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。

(9) 本市から指名停止措置を受けている者でないこと。

(10) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。

(11) 共同事業体で応募する場合は、構成する全ての団体が上記の条件を満たしていること及び応募の際に、共同事業体協定書を提出すること。なお、共同事業体協定書には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 申請の方法

募集要項のとおりです。

6 募集要項等の配布

配布期間 令和8年7月29日(水)～9月29日(火)まで

原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

7 お問い合わせ先

① 老人憩の家関係

那覇市福祉部チャージがんじゅう課在宅福祉グループ

担当：徳永・比嘉

電話 098-862-9010

② 児童館関係

こどもみらい部こども教育保育課 庶務・児童館グループ

担当：宮城・赤嶺

電話 098-861-2113